

対話型調停における「助言のジレンマ」と「エンパワーメント」

—ミディエーションの相互行為分析—

東海大学 北村隆憲

エスノメソドロジーは、ハロルド・ガーフィンケルが行った陪審員評議の研究に由来し、様々な法的場面における相互行為により人々が協働的かつ方法的に社会秩序を生み出していく姿を描き出してきた。「法」はエスノメソドロジーの生誕と発展の場である。本報告は、そうした法的場面の一つとして「調停」(ミディエーション)の相互行為を取り上げて、エスノメソドロジー(及び会話分析)のアプローチからの分析(「相互行為分析」)を試みる。

調停(ミディエーション)は社会的紛争の解決や処理のための、訴訟に代わる代替的紛争処理手続き(Alternative Dispute Resolution: ADR)である仲裁などとともに、ADRの一つの形式として広く認知され利用されている。当事者対抗的で厳格な事実認定に基づく決定を行う訴訟手続とは対照的に、調停は、非形式的で柔軟なやり方で紛争当事者間の争いを調停人が媒介するとされる。裁断・説得、紛争解決促進、交渉促進、対話促進、紛争変容など、調停の理論・目的は多様であり、裁判所内で伝統的に行われてきた別席調停(家事調停など)から、同席対面型のファシリテーションを中心とした対話型調停など、その形式も様々である。

調停研究は長い伝統があるが、調停や交渉の社会的意義や法的枠組みの解説、海外の制度との比較、特定の調停モデルからの調停実践を評価、「良き実践」のエピソードからの規範的・処方的・抽象的・一般的な調停技法の解説・提案、など数多い。また、調停参加者の属性などと調停・交渉の結果との間に統計的関連性を探索するものなどもある。これらの伝統的アプローチは、概して調停・交渉を脱文脈的にとらえ、実際の相互行為過程を「ブラックボックス」として扱う傾向がある。対照的に、相互行為分析は、実際の相互行為を詳細かつ内在的に分析することで、調停のコミュニケーションのプロセスの詳細を可視化する。

当事者同士が同席して自己の主張を述べ合う対話型の調停では、調停人は当事者の自律性と自己決定を尊重するとされるから、明示的な「助言提供(アドバイス)」は自己決定との緊張関係(「助言のジレンマ」)の中で避けられる傾向があるものの、実際の調停コミュニケーションのなかでは非明示的な助言提供は頻繁に行われて、当事者を「エンパワー」しようとする志向が観察される。調停人養成・訓練用の多くのテキストでは、調停人の調停技法(「エンパワーメント」の技法)について多く語られているものの、それらは一般的・抽象的・エピソード的な教示にとどまり、実際のコミュニケーションのなかでそれがどのように実現される(あるいは失敗し)、どのような帰結を生じさせているかなど、相互行為の詳細に即した検討はなされない。

本報告では、弁護士会の調停センターで行われた調停人研修会での模擬調停などのビデオデータの分析に基づいて、調停人たちがどのようにしてこの「助言のジレンマ」に対処しながら、紛争当事者同士の対話を促進し紛争や問題を処理しようと試みるのか(「エンパワーメント」)、その方法を記述的に分析する。

調停人と紛争当事者が制度的制約と状況的制約のうちで刻々と進めていく相互行為としての調停・交渉プロセスを当事者の観点から生きた法実践として捉えようとするこうした分析は、相互行為の詳細への高い解像度をもつことで、学術的な分析にとどまらず、調停人の実践感覚に沿った調停「技法」の在り方やそのプロセスと帰結についての再発見や再検討を通じて、専門実践家の訓練などのためにも利用することができるだろう。